

亀山市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第32号

亀山市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成17年亀山市規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第3（第3条関係）		別表第3（第3条関係）	
扶養親族等の数	金額	扶養親族等の数	金額
0人	3,661,000円	0人	3,604,000円
1人以上	3,661,000円に扶養親族等1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下この項において同じ。）又は老人扶養親族があるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円を、同法に規定する特定扶養親族があるときは、当該特定扶養親族1人につき630,000円をその額に加算した額）	1人以上	3,604,000円に扶養親族等1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下この項において同じ。）又は老人扶養親族があるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円を、同法に規定する特定扶養親族があるときは、当該特定扶養親族1人につき630,000円をその額に加算した額）

附 則

この規則は、令和7年8月1日から施行し、改正後の別表第3の規定は、同日以後に受けた医療について適用する。